

昭和拾年

No. 52

小作争議調査表

(月報番號第

七七號)

(昭和十年 四月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
朝倉郡 杷木村大字 池田字上村五六三	地主 梶原敏吉 小作人 江島長吉	小作人 關係團體 杷木村支部	小作人昭和五年年度以降、小作料を納入せざる、名地主は四月三十日、小作地を裁断し、小作調停を申請するに因る。	昭和五年一度以降、小作料請求	四月二十五日村役場より、調停委員会を召集し、結果を以て條件にて解決せり
發生	昭和十年 四月二十五日	終 熄	種類面積 畑地 一畝一畝		

備 考	結 果
	<p>第一條 昭和九年度小作未納五割減額を認めよと 第二條 小作未納毎年一月二十日支払せよと 第三條 得未納小作未納減額を認めず、但し減額を要する場合は、折衝し、地主に地主に 第四條 地主は、理由なく、減額の場合、減額を承認し、地主に認めず。 第五條 地主は、小作人と協定を結ぶ場合、地主は、指定したる地主に、小作人側裁 判、折衝各三人先立人、委員を以て協定す。 第六條 地主の承認を承けず、第三者へ小作の譲渡又は土地の譲渡授意をなすことを得ず。 第七條 小作未納を爲つた土地を引上る場合、地主は、作付地を裁し、十日以内、地主に 入せし、場合、土地取上り、地主に認めず。</p>